

群馬大学コアファシリティ総合センター規程

令和 7.10. 1 制 定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第8条第2項の規定に基づき、群馬大学コアファシリティ総合センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における研究設備・機器（以下「設備」という。）の共用化の促進を主導するとともに、本学の研究戦略に資する設備の整備に係る立案及び持続的な維持管理、高度な人材育成、地域・産業界との連携、並びに学内外の教育、研究の推進及びその発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる分野を置く。

(1) エンジニアリング分野

(2) ライフサイエンス分野

(業 務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 設備の共用化に関すること。

(2) 共用設備の戦略的整備及び維持管理に関すること。

(3) 設備の共用化促進及び共用設備の利活用に資する広報戦略に関すること。

(4) 共用設備による地域・産業界との連携に関すること。

(5) 共用設備による本学の教育・研究力向上に関すること。

(6) 共用設備に関わる研究支援人材の育成に関すること。

(7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの主担当を命ぜられた教員

(4) 教育研究系技術職員

(5) その他必要な職員

(センター長等)

第6条 センターにセンター長、副センター長及び分野長を置く。

2 センター長は学長が指名する者をもって充てる。

3 副センター長は第4項に規定するエンジニアリング分野長及びライフサイエンス分野長をもって充てる。

4 第3条に定める分野に分野長を置き、センターの主担当を命ぜられた教員をもって充

てる。

- 5 センター長はセンターの業務を掌理し、副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学コアファシリティ総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、第4条に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議・決定する。

- 3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 共同教育学部、情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、食健康科学研究科、理工学府及び生体調節研究所から推薦された者 各1人

(4) 技術院次長

(5) 研究推進部長

(6) 財務部長

(7) その他センター長が必要と認めた者 若干人

- 4 委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 議長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 前条第3項第3号及び第7号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に、具体的事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

- 2 群馬大学共同利用設備統括センター設置規程（平成28年7月1日制定）は、廃止す

る。

- 3 群馬大学共同利用設備統括センター共同利用設備統括推進室細則（平成28年7月1日制定）は、廃止する。
- 4 群馬大学共同利用設備統括センター共同利用設備統括推進室教育・人材育成部及び外部依頼分析部内規（平成28年7月1日制定）は、廃止する。
- 5 群馬大学コアファシリティ室設置要項（令和3年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。